

令和 2 年度 第 3 回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和 3 年 2 月 18 日（木）午前 10 時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 庁議室

出 席：阿子島委員，荒木委員，永広委員（会長），近江委員，菊池委員，佐藤委員，  
永井委員，長岡委員，長島委員，平吹委員

欠 席：川島委員（副会長）

○司会（佐藤総括）

ただいまから，令和 2 年度第 3 回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。

それでは，開会に当たりまして，伊東教育長から御挨拶を申し上げます。

○伊東教育長

令和 2 年度第 3 回宮城県文化財保護審議会の開催に当たり，一言，御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては，日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして，御指導と御協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに，御多忙のところ御出席くださいましたことに感謝申し上げます。

さて，本日は，今年度最後の審議会開催となります。「宮城県文化財保存活用大綱」の策定について，令和元年 9 月に諮問いたしましてから，これまで長期間にわたり協議を重ねていただき，貴重な御意見を賜りましたことに対して重ねて感謝申し上げます。

県教育委員会といたしましては，大綱をこれまでの文化財の保存と活用の取り組みの中での課題，特に東日本大震災以降における文化財を取り巻く状況の変化等を踏まえ，中長期的観点からの文化財保護方針となるものとして，とても重要なものと考えておりますので，本日も委員皆様の忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

むすびに，本日の審議会では，大綱の策定のほかにも 8 件の報告事項があり，盛り沢山の内容となっておりますが，どうぞよろしくお願ひ申し上げ，開会に当たっての挨拶いたします。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会（佐藤総括）

本日の審議会の定足数について報告いたします。委員 11 名のうち，10 名の皆様に御出席いただいておりますので，文化財保護審議会条例第 6 条第 2 項に規定する，会議の定足数を満たしております。

協議に入ります前に，伊東教育長は，次の予定がありますことから，ここで退席をさせていただきます。それでは，ここからは永広会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

○永広会長

協議に入ります前に、本日の議事内容については、公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、異論もないようですので、本日の令和2年度第3回宮城県文化財保護審議会の議事については、公開とさせていただきます。協議事項として、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について行います。事務局から説明をお願いします。

○関口班長

それでは、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について説明させていただきます。説明資料は、「協議事項」と書かれた綴りの1ページのほか、資料-1から3となります。

まず、これまでの経過を報告します。前回11月13日の本年度第2回審議会では、大綱の案を御協議いただきました。その場で各委員からのいただいた御意見を「大綱(案)」として反映し、12月22日より1ヶ月間、パブリックコメントを実施しました。今回の審議会では、パブリックコメントの意見(資料-1)と、調整案(資料-2, 3)を提示しております。

本日はこれらについて、御審議いただきたくお願いします。

資料-1を御覧ください。「宮城県文化財保存活用大綱(案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)と御意見・御提言に対する宮城県教育委員会の考え方をまとめております。パブリックコメントは、令和2年12月22日から令和3年1月21日に募集しました。関係資料公表は、県のホームページのほか、プリントアウトしたものを文化財課、県政情報センター、各地方振興事務所県政情報コーナーに配置し、結果、資料-1に掲載している1件の御意見をいただいたところです。文化財をビデオ等に収録して好きな時に見ることができるようにすべき、その映像は県で撮影するだけでなく、民間実施のものを県が買い取る等考えられる、という御意見です。これについて、私どもとしては、大綱策定以降の具体的な取組に当たっての貴重な御意見を頂戴したと受け止めております。具体的方法は今後の検討となりますが、過去のデータアーカイブも含めて検討すべきと考え、大綱においてはまず普及刊行物などを整理し、参考資料として追加することとしました。

つづきまして、大綱の最終案について説明いたします。資料は2の概要版と3の本文を御覧ください。また、協議事項、表紙をめくって1ページに前回審議会からの変更点をまとめております。説明はこちらに沿って行いますので、併せて御覧いただきたくお願いします。

なお、前回審議会での御意見反映案について、委員の皆様にはパブリックコメント前にメール等でお知らせしたところですが、これらも改めて説明させていただきます。

大綱の枠組については、大綱の方向性を提示し、その上で現状と課題の整理、そしてその課題整理をもとに文化財関係者が目指す基本理念を示し、4つの基本方針を定めることとしております。さらに、基本方針に基づいた施策展開を検討し、最後に推進の視点という構成をとる、というのは前回審議会で説明したとおりです。今回、構成上の修正として、エピソード的な位置付けとなっていた5章の推進の視点4項目のうち3つを基本理念から基本方針を導く視点として整理しました。5章は残る1項目に「地域特性のとらえ方」を付し、「地域計画策定の必要性」といたしました。また、前回審議会及び市町村意見照会において、文言の定義付けがこなれていない、説明が足りないという御指摘もあったことから、「なぜ文化財を守るのか」等、いくつか原初に立ち返った説明を追記しました。また、本大綱の基本理念である「文化環境」の定義も、具体例を挙げながら説明を足しました。

このほか、前回審議会にて追加した項目としては、教育関係です。2章の現状と課題、4章の施策展開に学校教育等との連携について特出しました。さらに、全体的に、具体例や説明、挿図を追加し、記載内容がわかりやすくなるよう努めました。

このほか、表現の修正を適宜しております。特に、今回3章に移動した「存在価値」と「利用価値」ですが、もともと「使用」だったものをマルクスのそれとの混同を避けるため、「利用」と修正しました。

では、大綱案の流れに沿って、全体構成を確認しながら、今一度修正のポイントを順に説明します。資料-2を御覧ください。なお、主な修正ポイントはアンダーラインを引いています。

まず、序章。1ページをお開きください。ここでは、これまで策定の背景のみを「はじめに」として記載しておりました。今回の案としての調整に当たり、「なぜ文化財を守るのか」を追加、また、地域に文化財が受け継がれる事例として、女川町竹浦地区の獅子振りの即席獅子頭について追加しました。

なお、全体的なレイアウトとして、右側を空け、ここに見出しや解説、具体例等を記入することとしています。

続いて3ページを御覧ください。第1章では大綱の目的、位置付け、対象、構成をまとめています。ここは素案から大きな修正はなく、若干の解説と図を追加したのみです。

続いて8ページ。第2章の現状と課題の整理。「文化財保護制度と文化財」「文化財の保存・活用体制」「調査」「管理・防災」「保存・継承」「活用・普及」以上6項目の概況をまとめ、課題を抽出する章です。ここではまず8ページにて、文化財指定の意義を追記しました。これは、市町村意見照会の中で、なぜ指定文化財を増やさなくてはならないのか、という質問を受けたのがきっかけです。同じく、15ページ、文化財の保護制度の課題の項でも指定の意義について触れました。

なお、この章では、全体的に事例写真等を追加し、課題には小見出しを付けております。

32ページをお開きください。教育との連携、という点は前回審議会でも指摘がございましたので、文化財の活用・普及啓発の概況において、学校教育を項立てしました。また、同

じページ、情報発信では、市町村の意見を反映し、グッズ製作例を追記しております。

続いて 35 ページ。第 3 章は文化財の保存活用における基本方針の章です。ここでは、前章の課題を整理し、基本理念を掲げた上で基本方針を示しています。このうち、前回の委員会にて御指摘もありました基本理念にある文化環境の定義について、より具体的な記述を 36 ページに追加しました。

また、市町村からの意見を踏まえ、案の調整に当たり、素案にて第 5 章に置いていた「文化財の保存活用にあたっての視点」の 4 つの視点のうち 3 つを、基本理念から基本方針を導くための視点として再配置しました。37 ページと 38 ページがそれに当たります。

続いて 40 ページ。第 4 章は前章で示した基本方針の展開と推進です。ここでは、4 つの基本方針ごとの具体的な施策展開を整理し、最後に推進体制と進行管理を記します。本章の施策展開では、アンダーラインを引いてはおりませんが、より具体的なイメージを持てるよう、ほぼ全項目において具体例や考え方などを右側に記載することとしました。

また、特に市町村からの意見をもとにした施策内容及びその説明等の表現の修正を適宜行っております。例えば、40 ページと 41 ページ、市町村担当者の研修や研鑽の場の提供については、より具体的にイメージしやすいものとしております。また、49 ページ、「自助」「共助」「公助」の表現において、「公助」がおまけ的なものに読める内容との指摘がありましたので、書きぶりを改めております。

さらに、48 ページ。第 2 章の概況で示した教育について、方針 3 において「教育的意義を明確にした学校教育との連携」という項目を新たに整理しました。なお、この項目の県教育委員会としての施策自体は、他の項目に散在していたものを集約しております。

そして、54 ページ。素案では第 5 章を「文化財保存活用の推進の視点」としていたところを、先に説明したとおり、4 つの視点のうち 3 つを、基本方針を導く視点に整理しました。

これにより、本章は市町村における文化財保存活用地域計画の必要性として特化した章としました。ここでは、前回の委員会、そして市町村からも意見がありました、通史を記載しないことにかかり、一枚岩の歴史認識を押し付けることを避けるためであること、また、地域自らが個々の文化財と向き合って整理されるべきであることを追記しております。以上が素案から案への調整にあたって修正等行った点です。

続いて、イ) 今後の進め方も併せて説明させていただきます。協議資料の 2 ページをお開きください。今回御審議いただいた内容をさらに反映し、12 月末にはパブリックコメント募集を 1 月末〆切で行います。それら御意見を調整して最終案を作成し、2 月に本年度第 3 回の審議会を開催、その場で最終的な御意見いただきたく考えております。できればその審議会で答申を得て、3 月中に教育委員会議決、本年度中の策定で進めたいと考えています。

大綱の策定に関する説明は以上です。本日は大綱の細かな構成、項目、書きぶり、さらには個々の表現等について時間の許す限り御意見をいただきたく、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○永広会長

前回の審議会でかなり突っ込んだ議論をしておりますけれど、全体分量が結構ありますので、一応は序章から2章までから、3章4章というふうに二つに分けてですね、議論をしていく方がわかりやすいかと思っておりますので、まず、最初に前半部分2章までについて、各委員の皆様から御意見なり、御質問お願いできればと思います。

○平吹委員

それでは、非常に細かいことで恐縮なのですが、3点ほど気づいたこととお話させていただきたいと思います。最初に、目次に続く凡例についてです。前回の会議で、「この冊子の読み方」のようなイントロダクションの必要性について指摘があり、今回対応いただいたと認識しました。さらに冊子を拝見すると、例えば2ページ目や3ページ目に、網かけをした説明文があることに気づきました。この網掛けを施す意図についても、凡例で説明していただくとうろしいのではないかと感じました。

2点目は、読み方が難しい専門用語や漢字があるので、適宜ルビを振って欲しいと感じました。

3点目は、7ページの文化環境についてです。今回新たに加筆された箇所かと思いますが、網かけ部分の表現が難解と感じました。一方、神社の記述例はすごくわかりやすい。前者については、もう一段わかりやすく書いていただけるとありがたいです。

それから、下から4行目、例えば、ミュージックビデオという表記があるのですが、この「ヴィ」ですね、この表記は日常用いる表記がよいのではないかと思います。

非常に細かいことですが、以上3点お話をさせていただきました。

○関口班長

ありがとうございます。検討させていただきます。

○永広会長

その他ございますか。

私から、また小さな点なんですけど、1ページ。なぜ文化財を守るのかというところなんですけど、これは要望で、必ずそうして欲しいというわけではないんですけど、前回は申し上げたんですけど、ここの文章ですと、文化財について、人々が創造し、継承してきた文化的所産の一部だという表現になっております。文化的所産ってのが、明らかに人が作ってきたものを指すので、例えば、天然記念物とか名勝といった景観は自然物であって、人が守ってきたというところにもありますけど作ったものではない。この表現ですと文化財の中からそういうものが抜け落ちてしまう。これどうも文化庁の文章を読んでもこんなふうな表現になっていて、その他に後のところのコメントで、文化財の中には天然記念物も入ってるんだよとか、或いは指定されていなくても文化財だよ、というような文書が出てくるんですけど。



ここが文化財の定義みたいになっていますので、できればそういう自然物も文化財に入っているということがわかるような表現にしていただけると助かりますっていうことで。

#### ○関口班長

この辺の考え方なんですけども、委員長がおっしゃったその天然記念物、或いは名勝というのが、人が関わることによって文化財的な評価がされるというような認識が、当課としてございます。自然物もちろんそうですし、名勝なんかは特に人が関わることによって、ここは名勝であるというような認識が生まれるものだと思います。ただ天然記念物になると完全に自然物ではございますけども、これも広く言ってみれば、人がそれを認識するからこそ、それが文化財、文化的な所産となるため、そこら辺が大前提になってこういう形になったところがございます。よく言われるのが、例えば、未開の地っていうところも、人とは関わりがないというようなされ方もされますけども、人が全く行ったことない土地っていうのも、人が行ったことないという関わりというか、そういう認識というか、そういうのがあるから理解したっていう人もいらっしゃいます。なかなかこれ、本当に概念的な話なんで難しいですけども。そこら辺噛み砕くと、やっぱり自然は自然、文化は文化って分けちゃうとちょっとどうなのかなっていうのが事務局としてあったものですから、前回委員長から御指摘いただいたテーマではあるんですけども、そのままにしたところございました。もうちょっと突っ込んだ御意見を皆さんから頂戴できればありがたいです。

#### ○永広会長

最初に申し上げたように特にこだわるわけではないんですけど、そういう分野を専門にしている人間からすると気になるという。もちろん自然物、未開の地ってのは人間が関わらないので天然記念物になったりはしないんですが、必ず人が大事だと思うから指定されるわけであって、それは人の生活の一部になっているというのはわかります。ただここではその創造という、人々が創造しという表現になっているので、やや引っかかりがあるという。わかりました。

#### ○関口班長

おっしゃるのはごもっともだと今認識をしました。少しここら辺の表現については、先生のおっしゃるような認識といいますか、お考えっていうのがもうちょっと反映できるような表現というのを試みてみたいと思います。

#### ○永広会長

それで今のとこで細かいことですけど、後の表現はお任せしますが、継承してきた文化的所産の一部です、という文章までいいんですけど、それからそのあとでこれらの文化的所産は、という繰り返しになっていて、これがもう一つ引っかかる。ここはこの文化

的所産ではなくても文化財という表現の方が、いろんな意味でいいのかなというふうに思いました。

○関口班長

ありがとうございます。修文させていただきます。

○長島委員

すいません、前回欠席して大変申し訳ないんですが、18 ページの一番下の黒ポツですね、33 行目でしょうか。指定文化財の分野に著しく偏りがある、それから次のページの頭の部分ですね。市町村において指定文化財の絶対数が少ない、等の指摘がここにあります。

これは今の段階になって、構成上不可能なのかもしれませんが、これらについてやっぱり一番わかりやすいのは、参考資料としておつけになっている 62, 63 ページの表から読み取れるものなのかなというふうに思いますので、できれば、参考資料の 62, 63 参照とか、そういうふうに欄外でも、ちょっと打っていただけると理解しやすいのかなというふうに思いました。

○関口班長

ありがとうございます。こちらにつきましては実際の件数のほかにですね、その次の市町村からのアンケートっていうのも若干加味しながらさせていただいており、せっかくですから、件数と対照できるように、追加させていただきたいと思います。

○阿子島委員

私ここ読んでそんな違和感なかったというところ、ちょっと考えてみたんですけども、この数行で前提になっていることが、人間というものが、自然の一部である。人間は自然の一部であるっていう考え方が背景にあるので、このような表現になってるのかなあと思いました。同様なことですが、人間は必然的に社会的な存在である、社会的なものとして、数万年以上やってきたということもその理解の背景にある。ですからここで事務局の直されたアンダーラインで、自然や社会の中で、人々が創造し、継承してきた、というふうに読めますから。検討いただきたいと思いますが、それほど違和感はなかったということはちょっと申し上げておきたいと思います。

○長岡委員

私も事務局案には賛成ですが、創造のところ、発見というような言葉が入ってくると、自然も入ってくるかなと思いましたので、申し上げます。

## ○永広会長

その他、前半部分でございますか。

えっと、私からもう1点。どこにどう入れればいいのかっていうのがよくわからないんですが、文化財の公開とか普及とかという部分で、例えば、37ページから38ページに課題というのもあるんですけど。それでその一つ前のですね、35ページのところで、文化財の公開等について、例えば宮城県教育委員会では、というのが第2段落にあって、多賀城跡調査研究所とか、東北歴史博物館或いは美術館、図書館等の話が出てくるんですが、県の教育委員会或いは文化財課が何をするのかというのがですね、もう一つよくわからない。で、37ページの課題のところでは、所有者、管理者がその主体となりますが、というのがあって、大変だという話を書いてある。或いは38ページの手法に関する課題のところでは、展示設備や活動拠点の不足を理由に活用や普及啓発を断念することがある、ということが書いてあるんですが、ここには多分人材という言葉も入れたほうがいいんですけど。特に市町村の教育委員会なりを考えたときに、文化財の公開普及等を行う人材が非常に限られている。そういうのに関する課題がどっかにあってもいいのかなと。で、県の教育委員会或いは文化財課がそういう市町村の公開普及の活動に対して、例えば人材の派遣とかですね。或いは人材の紹介ですかね。いろいろな、文化財課にも人がいますし、この委員会にもおられるし、或いは関係するいろんな博物館等にこういう、そういう人も含め、そういう人材の派遣も含めて市町村が公開普及啓発を上手く進めていけるかということが、どこかにあってもいいのでは。その文化財の所有者が、もちろん公開をしなきゃいけないんだけど、まずその県民がどういう文化財があって、それが県にとってどのように重要なのか、という認識なしには、何をやるにしてもですね、いい協力関係は築けないのかなと。そのために県の教育委員会が何をするのかということが、もう少し明確な形で出ていってるといいのかなと。この後におよんで、大幅な書き換えをしろとは申しませんので、どっかにそういうのがわかるような一文があればいいというのが私の感想です。

## ○関口班長

ありがとうございます。会長の途中のお話の中でも人材というキーワードがあったと思います。人材・体制に関しましては、19ページから、体制の概況と課題をまとめております。人材という意味では、或いは体制という意味では、お話のあった活用・普及、これだけではなくて、調査、或いは保存、保全、ここら辺も含めて人材っていうのが、大きなポイントとなってくるんじゃないかということで、全部に関わるころではあるんですけども、そこで人材っていうのを、人材或いは体制っていうのを前の方に持って行って、体制だけで語って、そのあと保存で語って、活用で語って、というような、組み立てにしてみたところでございます。ただ、県の教育委員会は何をしてるんだっていう、自分で改めて読んでみると、確かに書いてないなという感じはしますので、場合によっては、先ほど会長の方からお話あったポイント、保存活用のお手伝いなり、体制整備なりっていうのは、この19ページから



のところでもうちょっと、より具体的話を加筆するような形で、あまり具体的ことを書くと今度そのあとで書くことがダブってしまうところもあるんですけども、ちょっとそのことについては、1回考えたいと思います。

#### ○永広会長

ありがとうございます。私の考えとしてあまり細かいことは書かなくていいと思うんですが、要するに、県の教育委員会の文化財課が、そういう県の活動或いはその市町村の活動に対して、いろいろな援助やりますという一文があればよろしいのかなと思います。

#### ○関口班長

そういった意味においては、この後の話になるかと思うんですけども。進み過ぎちゃうのかもしれないんですけども、この56ページからですね、基本方針推進の体制っていうところで、宮城県教育委員会はこういうことをする、市町村はこういうことをする、所有者・関係団体はこういうことをする、また各主体の関係性っていうところは図化してまとめているところがございますが、いかがでございましょうか。

#### ○永広会長

ここでも例えば57ページのところに、市町村が何をやるかとかっていうことを書いてあるんですけど、ここは市町村のところなんですけれど。宮城県というところで、もう少し先ほど言ったような、市町村に対する、援助などがあってもいいのかなと。一応その56ページのところには、個々の状況に応じた支援という言葉があることはあるんですけど。ややわかりにくいような、確かにこちらの方に入ってる方がいいのかもしれませんが、ただ状況分析のところにも、少しあっても悪くはないかと。

#### ○関口班長

わかりました。課題があつてここに繋がるような形にした方がいい、というお話でございますので、ぜひそこら辺を課題として追加する、或いは現況として追加すると。検討させていただきます。

#### ○阿子島委員

細かいところで恐縮ですが、37ページ。発掘調査の成果公開。今の会長の県教委がやっていることをわかりやすくっていう趣旨なんですけど、この現地説明会っていう言葉、もう1970年ぐらいからずっと使われてきている用語ですが。考古学の遺跡発掘調査でですね。最近の自治体によっては、遺跡見学会として新聞なんかで紹介される場合も多々ございます。それで、一般の市民の方目線で聞いたときに、現地説明会でここに例えばですけども、括弧、遺跡見学会、括弧閉じ、のようになっていると、実際にはどんなことをするのかって

いうのを、調査されたばかりの現地において、見せてくれる公開の一部であるっていう、イメージがよく、よりよく伝わるんじゃないかというふうに思っています。自治体では遺跡見学会と使っているところもあるようですので、現地説明会って用語そのものもその通りなのですが、もう 50 年ぐらいやっている言葉ですので、これは大切にしていこうとしながら、市民の方どなたにでもすぐわかるようになっていくことで、例えばですけど、(遺跡見学会)のように、附記されたいかがかと思った次第であります。

○関口班長

ありがとうございます。是非修正させていただきたいと思います。

○長島委員

今の御指摘につきまして、実は私ども現地説明会って言葉をあえて使っておりません。というのは、行政側が発注する土木工事とか、それから各種の工事等で発注行為の中で、現地説明会という言葉で、その現場説明っていうことです。その仕様書に則った形での、説明を現地でやるんですが、それと混同するという指摘を内部から受けたものですから、それ以降については遺跡見学会で統一してるという取り扱いをしておりました。そういうところもあると思います。

○永広会長

今の表現をどうするかは事務局でお考えさせていただきたいと思います。その他全般部分についてございますか。もしもないようでしたら、また後で思い出したら聞いていただいて結構ですが、後半部分も含めてということで、三章から終章までについて御意見、或いは、御質問あれば。

○菊池委員

41 ページについて何点か質問させていただきます。まず本文 3 行目です。「いわば存在価値を呼ぶべきと普遍的な価値と位置づけ」とありますが、このなかで「と」は不要かと思えます。次に、同ページ真ん中の「普段使い」とありますが、「所有者が日常の活動、暮らしの中で使用している」という程度の表現に変えた方がいいのではないのでしょうか。また「我々」という言葉が何か所かありますが、「私たちは」と書いた方がよいのではないのでしょうか。p42 で「避難所や備蓄倉庫といった防災施設への援用も期待できます」と書かれています。文化財指定を受けている建造物や記念物が広大な空間であるにしても、避難所や備蓄倉庫に援用できると言ってしまうとよいのか疑問です。これはどのように想定されているのか、お伺いします。

○関口班長

私どもの立場としてもあんまりこういうことを言うてはどうかというのは、ちょっと考えるところもあったんですけども、実態として、实例を挙げてはあれなんですけども、七ヶ浜の大木囲貝塚などが、あそこ避難場所、みたいな使われ方をされてるということを知ることがございます。文化財だから文化財だからというようなところで、あまりアンタッチャブルな存在にするよりは、もうここまで突っ込んで書いた方が、もしかしたら、皆さんにとってはわかりやすくなるのかなと思って書いていたところがございますけど、立場を考えると、果たしてこれを進める方がいいのかということは確かに疑問があるところなので、表現をもうちょっとマイルドにするか、或いはここまで書かないかっていうのはちょっとまた、検討の余地があるかと思えます。

○永井委員

また、41 ページの所有者の普段使っていついところなんですけど、所有者っていうふうに限定するとですね、せっかく今回提案された文化環境っていついかな、そういう観点からするとなんかちょっと狭いかなって感じするんですよ。だから所有者であつたりとか、その関係者だつたりとかつてそういうような意味合いも入つたほうがいいかなっていついような、気がいたしました。またあと普段使いついからつていついのもこれ、おそらく本当にこういう所有者が住居として普段使いついようなことをイメージされたのかと思つていついんですけども、住居以外にもいろいろ宗教施設とか産業遺産とかですね、いろいろありますので、そういう意味でも、文化財っていついは単に個人だけに限らず、幅広い人に影響が関係してつるんですよっていついような表現を含めて考えられた方がいついかなっていついふうに思いました。

○関口班長

ありがとうございました。あえてここで所有者の普段使いついそのミニマムなところを追つたのは、文化財を持つてつるから公開しなくちゃならないのか、という所有者さんの強迫観念をなるべく取り払いついと。本当に使つて、大事にしてついでついででいついすよつていつい気持ちを、この普段使いついには一応込めつたつもりだつたんですけども、ちょっと御覧いただくと本当にわかりにくいついですが、例えば、実際その住宅なんかでも、お住まいになつてつるだけつていついところもあつて今回は、ちょっとつていつい方もいついしつやいますし、また、仏様なども、本当に信仰されてつる方々だけで、守られてつる部分もございます。そこら辺の小さなところつていついのをちょっと含めつたいなと思つてこういうふうな書き方をしてつみたところなんですけども。もし全く別な表現があつたらぜひ御意見ちょうだいでつればなと思ついます。

○永広会長

今の点についてどなたか御意見ございますでしょうか。なかなか別の表現となつると難し

いところがあるんですよ。固い表現で言えば日常的な資料，なんでしょうかね。

○阿子島委員

今のところですね，例えば，こんなことでしょうか。文化財には所有者の普段使いのような，関係者の日常生活から，とするとこの関係者と不特定多数が対応して，それから，日常生活と公開活用が対応して，かつ，今事務局の方でおっしゃったところの，所有している方が日常的に普通に使う，ということがまた重要なことなんだっていうニュアンスも伝えられるかと思いますので。所有者の普段使いのような関係者の日常生活，なんてちょっと考えてみました。

○永広会長

今の点については事務局で御検討いただければと思います。

○関口班長

ありがとうございます。

○長岡委員

所有者と不特定多数というこの二者の対立にしているのは，せっきくの文化環境という枠組みとちょっと齟齬しているというか。もう少しこの不特定多数のところを文化環境の概念を取り入れたような，構成に応じた利用のあり方みたいなものがあるというような，そういう趣旨にされてはどうかというふうには思いましたね。

○関口班長

ありがとうございます。不特定多数っていうとなんか逆に限定的なような，形になってしまふってことで，もうちょっとその文化環境というものをとらえた上での，広い利害関係者というか，そういったものも含んだ表現と理解してよろしいでしょうか。

○長岡委員

その通りですね。利害関係者の枠組みがこう段階的にある，というような書き方にされた方が，全体の趣旨と合うかと思いました。

○永広会長

ありがとうございます。ついですから今の 41 ページでもう一つだけ，小さな問題なんですけど，今の普段使いの一つ上の段落なんですけれど，文化財の持続可能な保護のための，多義的な活用が模索されるようになるという表現があります。これ多義的って多分意味としては，複数の意味，或いは解釈があるというのが，普通の理解だと思うんですが，そうす

ると少し違ってきて、やっぱりこれは多義的というよりは、多面的とか多角的とか、というような表現の方が、より正確なのかなという気がします。

○関口班長

ありがとうございます。

○永広会長

その他、この後半部分について、はい。

○関口班長

一つよろしいでしょうか。先ほど菊池委員から御指摘のあった援用の話。防災、避難所や備蓄倉庫の話は書いていいか、或いは下げた方がいいか、もし御意見があればいただければと思うんですけども。

○永広会長

多分この文章の性格からすると、文化財に直接関わらない内容については特に書かなくてもいいような気がします。書くとしたら、その避難書や備蓄倉庫という表現の前に、例えばそれがいいのか、「その一部は」とか、全部じゃないですよという限定の文字が入っていればそれでもいいのかなという気がする。でも、この文章全体からするとむしろないほうが自然かなという。

○平吹委員

確か前回の会議でしたか、42 ページの図に関わって、今後のまちづくりを象徴する項目として、ある意味で戦略的な意図もあって、「防災・減災」という文言を加筆してはどうかと指摘させていただきました。そのことを引きずって、この話題がでてきたとすれば、そこまで言わないで、まちづくりという大きな枠組みでとどめてよろしいのではないかという思いがします。自分で言うとおきながらすみません。

○長島委員

59 ページの 15 行目。やはり地域計画を策定することは必須と考えます、というふうに入れていただいたことにですね、大変感謝したいなと思っております。もともとこの大綱自体は、市町村が地域計画を作るときに、県の大綱を鑑みというふうになっておりましたので、地域計画と結びつかないと、これ前提が崩れてしまうので大変感謝申し上げたい。ただですね、ちょっと私自身、課題を 2, 3 点見させていただいて感じました。例えば、59 ページの図の中で、大綱策定の下に点線で、地域計画策定支援で「整合」というお言葉を使われているんですけども。ところが、地域計画自体の実態っていうのは、なかなか掴めないという



んですかね、今の段階では。それで私手持ちで、国が発行したパンフレットを持ってきたんですが、これ見てみますと国のイメージっていうのは、おそらく数千人から二、三万人の町のまちづくりのイメージくらいの地域計画を、サンプルのような形で出してきております。ですので、今後市町村が作る地域計画の実態がですね、どのようなものになってくるのか、それによってこの整合の仕方っていうのは今後、模索されていくものかなというふうに思っております。それで、もう一步進みますと、こちらで分析されてるように、市町村の職員で1名とか、そういうところですね、全市町村域のこの地域計画を作るというのはこれ大変な作業だなというふうに思いますので、その部分で検討してどう支援していくかとか、具体的な部分の検討を今後課題としていただきたいと。

それからもう一つ、この地域計画の場合、例えば仙台市のように太平洋岸から奥羽山脈までですね、複数の区で区割りされてるところでは、そこを一本でまとめるっていうのは、これはもう至難のわざですね。むしろ、その区ごととか、或いは広域合併した時の、昔の市町村ごとかのエリアで作っていかないと、その個性を大事にしながらの計画はなかなか難しいだろうなっていうことをちょっと感じた次第でございます。意見程度でございます。

#### ○関口班長

58 ページの図の整合という意味でございますけども、その整合等っていうのは先ほど長島委員からお話あった通り「鑑み」というようなところにかかっているものでございますけども。大綱策定したものを、ある程度考えていただきながら地域計画が進めばという意味での整合でございますので、結局なかなか計画策定も難しいというような現実、往々にあろうかと思えます。この大綱、5年をめぐりに、また見直しというようなことを考えておるところでございますけども、地域計画策定、この図の方です。地域計画策定支援っていうのが、数年後に下から上に今度「反映」というような形で、地域計画策定状況を鑑みた、大綱の見直しというようなところで入れ込んであります。これはむしろ大綱を作って、地域計画がダダダッといっぱい作られるかっていうと、あんまりそんな夢の大きい話は、もしかしたらないかもしれない。市町村さんの実態に応じてですね、なかなか進まないというようなことであれば、また大綱の書きぶりとか書き方、場合によっては課題整理という大きなところまで突っ込んでですね、次期改定、5ヵ年後に、変えてっていうのをまた反映していければという意味での反映というようなことを書かせていただきました。具体的にはどう支援していくかというのはまた実態を見ながらということにはなろうかと思えますけども。施策展開の中でも、一応地域計画策定の支援というようなことは明記しておりますので、可能な限りやっていきたいと思っています。

#### ○永広会長

多分今のことは、終章の一番最後の段落で、宮城県教育委員会としては、という文章があって需要に応じた支援を行っていきますという書きぶりになって、これをこの大綱策定の

後各市町村にどうお伝えするかというのが大事になってくるような気がいたします。確かに、人材という意味では各市町村、ほとんど専門職員のいないところもございまして、県が具体的に何をやれるのかっていうのをいろいろとお伝えしながらですね、勉強していくということが重要ではないかと思えます。

○長岡委員

大変細かくてすみませんが、鑑みの前は「に」でいいんじゃないでしょうか。

○関口班長

前回も同じような指摘をいただきました。すいませんでした。

○阿子島委員

以前の審議会でこの地域計画は策定することが必須であるという表現は、ぜひ残して欲しいという発言をいたしました。やはり市町村の現実、現状は大変多様であるということでその支援としての役割も、こういう文言には込められるだろうという考え方だったんですが、最後終章、ここ大変目立つ場所でもありますので、ここにこのように表現されていることには、賛同いたします。全体について宮城県内は非常に地域的多様性があるので、文化財全体の概要をあえて、詳しく通史的に記載することは避けるっていうことを、随所で表現されていますので、その多様性に鑑みて、やはり地域計画を考えていく努力が重要ではないでしょうかっていうメッセージとしても、大変事務局案よろしいんじゃないかとは思いました。

○永広会長

その他、御意見ございますでしょうか。

最初に御説明ありましたようにこの大綱案、5年なら5年というところでまた見直しがあると。今問題になっている各市町村の地域計画策定の過程でまた、この大綱に立ち返って考えなければいけないようなことも出てくるのかなと。現在の段階では、もう、3回目の審議になりますが、これ一応、委員の皆様からかなり御意見いただきましたので、宮城県のこういう大綱としては、それなりの内容に仕上がっているのではないかと思いますけれど。特にその他御意見がなければ、ちょっとまだ時間はあるんですけども、この議論は、閉めようと思えますがよろしゅうございますか。

(意見なし)

それではあと特に御意見がないようでしたら、この、宮城県文化財保護活用に係る大綱の策定については、基本的にはこの内容で、事務局に諸修正をしていただいて、諮問事項とし

たいと思いますが、それでよろしゅうございますか。それではこの大綱に関する協議はここで一度終わらせていただきたいと思います。諮問いただいておりますので、この審議会としては、この大綱に関する答申を行うということになりますけれど。どういう手続きで、今後進めるとよろしいでしょうか。事務局から御提案ありましたら。

○関口班長

答申の手続きについて御説明いたします。本日いただきましたこちらの御意見を基に最終案、この案をですね、修正いたします。で、その大綱の答申として、その修正した分をまとめまして、それに先ほど配布しました文書を添付した上で、またですね、もう1枚、2枚配っておりますけども。今この宮城県文化財保存活用大綱案、宮城県教育委員会、これは最終的になるのがこうなんですけども、答申ではですね、皆様のお手元に配ったような、宮城県文化財保存活用大綱について、ということで、宮城県文化財保護審議会という名前で、答申というような形にさせていただきたい。この添付文書添付した上で、教育長宛に提出するというふうに考えております。

○永広会長

ただいま事務局から御説明がございましたけれど、本日の協議内容を踏まえ、若干の修正点を文章に反映した上で、令和元年8月30日付で諮問のありました、宮城県の文化財の保存活用に係る大綱の策定について、の答申としたいと思っておりますけれど、皆様の御意見はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、本日の協議での修正を事務局で行っていただいた上で、申請されたものをもって、答申としたいと思っております。あと事務局から今後の答申の見通しについて、もしおわかりでしたら、御説明お願いしたいと思います。

○関口班長

本日、いろいろ御意見をいただきました。修正した内容を先生方にお見せすることなく答申するのもあれですので、直ちに修文しまして、メール或いは郵送等で、本文を一度御覧いただいた上で、答申の手続きに入らせていただければというふうに考えております。週明け、直ちにとはちょっといかないかもしれないですけど、なるべく早めに送付させていただきます。御確認いただければと思います。

なお、回答申いただきましたらですね、答申後に手続きが終わりましたら、今度はですね、県としての立場で、この答申を受け取った上で、答申の内容を尊重しながらですね、今年度中に大綱の策定というようになります。具体的にはですね、3月の教育委員会にかけて

策定というような形になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○永井委員

すいません。ちょっとささいなことなんですけれども、このタイトルですね、文化財保存活用っていうので、何か一つの言葉になってるようなんですけれども、例えばこの案のところの3ページの下の方のところ、文化財関連法令っていうところで、この説明では、保存・活用ってなってるんですね。保存と活用っていうのは別に考えるのか。まあ一連のものなんでしょうけれども、保存活用っていう点をつけずにそのままの一言で表すのと、何か違いがあるのかっていうような。この辺どうなんですかね。

○永広会長

国の文書ではポチなしでしたね。

○関口班長

事務局としてもあまり意識せずに、ポチ入れているときと入れてない時が、確かにあるんですけども、多分国の方では入ってなかったと思います。ただ意識的に入れるのも一つの方法なのかなという気がしますが、もし御意見があれば、ぜひ。

○長島委員

国が出してるパンフレットの方ではこっち入ってる、たくさん入ってます。

○関口班長

わかりやすさを求めるんだったら、何かこっちが入ってた方が、その方がいいのかもしれない。もしかしらもう、全部そのまま直すってことも可能でございますけど。すべて直すとちょっとおかしくなるところもあるかもしれませんが。基本入れる方向で修文いたします。

あとですね、追加でちょっとお伝えしておきたいのが、最後の策定の段階、今回の答申とですね、最後の策定のところで、若干変わる可能性があるところあらかじめ申し上げておきます。参考資料です。3月に最新の状態で文化財件数とか、或いは刊行物というのをまとめたいと思っておりますので、ここの数字が変わってくる可能性があるということは、あらかじめ御承知いただければと思います。

○永広会長

それでは今後の事務処理については事務局に一任することといたしまして、以上で、教育委員会から示されました宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定についての審議を終わります。続いて、報告事項に入りたいと思います。

#### ○関口班長

報告事項としてイからチの8項目を報告いたします。

1 ページ目をお開きください。本審議会の部会である松島部会について、本年度8月から1月までの内容の報告です。松島部会は、特別名勝松島にかかる現状変更の協議と諮問、そして、事務局決裁事項の報告を行っておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響で、部会委員の日程調整に難航しており、オンラインでの委員出席等を導入しながら開催しております。よって、例年は偶数月に決まって開催しているところ、本年度は第3回及び第4回がイレギュラーな日程での開催となりました。また、このほか、毎月1回、部会長決定による現状変更の審議も行っております。これまでのおよそ半年の開催状況は下記のとおりです。

続いて2ページ目を御覧ください。東日本大震災に関わる復旧・復興事業について、3件の報告です。まず、指定文化財等災害復旧支援事業。被災した指定等文化財の復旧にかかる補助事業の一覧です。県指定文化財及び国登録文化財はすでに完了、国指定で名勝斎藤氏庭園が本年度までの事業として継続中です。このほか、市町村指定で補助要望が出ておりましたが、結果として事業化に至らず、経過観察となりましたことを報告します。

続いて3ページ目、復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業は担当班長より説明させていただきます。

#### ○生田班長

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業ということで、10年間のまとめたところで書かせていただいております。発掘調査件数と進捗につきましては裏の表1の通りで、試掘確認調査が323遺跡ありますが、ほぼ終了ということになっております。そこから本発掘調査に至ったものが、すいません文書の方修正していただきたいんですが、86遺跡が対象になっております。これについてもほぼ終了ということになっておりますが、一部、後で述べるように、来年度以降も実施する事業も見込まれております。発掘調査に伴って報告書の刊行の業務もございまして、これについては、予定なんです、およそ93冊前後になるうち、76冊が今年度に刊行される見込みになっております。残り来年度以降残るのが17冊、そのうち14冊が令和3年度、来年度。令和4年度までで2冊。一番最後が令和6年度の刊行をもってすべて終了するという見込みになっております。これらの事業に伴いまして、いろんなところから各所から支援を受けております。10年通じて総括しますと、ピークは大体平成24年度から27年度まででして、特に他縣市から市町への支援につきましては、この年度がメインになっております。現在でも気仙沼市、多賀城市、山元町のような市町についてはこの支援が継続、気仙沼市は除くですが、多賀城市、山元町については、この支援が継続しているところがございます。4番目の、今年度の実績とその後の展望につきましては、令和2年度につきましては、南三陸町の大久保貝塚、多賀城市の山王遺跡、石巻の中沢館跡、石森城跡、山元町の戸花山遺跡等の本調査を実施してございまして、石森城跡の一部調査を除



いて完了しているところです。報告書についても、大詰めを迎えております。6市町12遺跡の室内調査を実施しております。今年度については、気仙沼、南三陸、女川、塩釜、石巻等の報告書刊行する予定になっております。

来年度以降の展望につきましては、ほぼ今年で終了ということではございますが、緊急的に入ってくる民間事業ですとか、まだいくつかですね、大規模公共事業に伴う本発掘調査、いくつか残っております。ただですね、大規模の公共事業につきましては、来年度の石巻市の石森城跡、中沢遺跡の完了をもって、すべて終了する予定になっております。報告書については先ほどお話し申し上げたように、残り17冊の業務が残っております。これについては文化財課、気仙沼市、石巻市、多賀城市、山元町等で整理作業が継続いたします。これらの報告書については、非常に多くの遺構・遺物が発見された遺跡ですとか、今年度にも本発掘調査を実施した遺跡等もございますので、これについては、市町と共同するということなんですが、当課の方が主導権といいますか、主体的に関わって、早期完了に向けて迅速に作業を進めていく予定でございます。

#### ○関口班長

続いて5ページ目を御覧ください。令和2年度宮城県被災ミュージアム再興事業について。こちらも本年度が最終年度であり、亘理町の事業も一定程度の整理が完了する見込みです。

続いて6ページから11ページにかけて御覧ください。文化財の指定・選定・登録・認定等について。本年度第1回の審議会からこれまでに赤井官衙遺跡群の指定答申がありました。この指定が官報告示されると、県内の国指定史跡は36件、史跡及び名勝を含めると37件となります。このほか、登録有形文化財としては、11月に5件の答申がありました。

続いて9ページを御覧ください。指定等文化財の補助事業についてです。こちらは2ページで報告した東日本大震災被災文化財復旧事業とは別の補助事業の報告でございます。まず県指定文化財では、有形文化財丈六阿弥陀如来坐像の収蔵庫環境保全と、天然記念物3件の樹勢回復を実施しております。また、例年通り、無形文化財並びに無形民俗文化財においては、後継者育成等に補助をしております。国指定等文化財については、国庫補助事業がベースとなっている事業すべてを一覧で掲載しました。重要文化財や記念物の保存修理のほか、埋蔵文化財の発掘調査や活用、史跡等購入にかかる事業も実施されております。

13ページを御覧ください。ここからは指定文化財の現状変更等について報告となります。13ページは過去2年を含む現状変更等処理件数一覧、18ページからは、8月1日から12月31日までに処理した史跡名勝天然記念物の現状変更等一覧です。その多くが特別名勝松島であり、番号で言うと5番、そして14番から148番までが該当します。

21ページを御覧ください。史跡名勝天然記念物の滅失・き損の報告です。一覧としては国指定5件、県指定1件となりますが、特別天然記念物カモシカについては、8月1日から12月31日までに104件の滅失届が提出されております。

22 ページを御覧ください。記念物以外の、特に有形文化財にかかる現状変更・修理・滅失・き損の報告一覧です。国指定で1件の処理しております。

23 ページを御覧ください。指定文化財の公開許可についてです。宮城県美術館での中宮寺展において国指定2件の許可申請進達、東北歴史博物館の建築展及び仙台市博物館の神仏展にて県指定計6件の許可を処理しております。このほか、公開承認施設での事後報告として、24、25 ページに記載しております。

続きまして26 ページ埋蔵文化財の発掘状況と成果については担当班長より報告させていただきます。

#### ○佐藤班長

埋蔵文化財の発掘状況と成果について報告いたします。今年度の発掘調査遺跡につきましては、記載の通りなんですけれども、国交省との受託契約による発掘調査1件。県土木部施行委任による、震災復興事業になります。水尻川護岸復旧工事1件。それから国庫補助を活用した調査事業ということで、東北自動車道の栗原インターチェンジの整備、それから県道改良、圃場整備関連の調査、3件を実施したほか、市町村主体の発掘調査に対して職員を派遣するという形で協力支援を行っております。国道4号の大衡道路関連の調査でございますけれども、彦右エ門橋窯跡の発掘調査では、調査成果としましては奈良平安時代の工房跡などが見つかっております。これにつきましては来年度も調査継続されますけれども、周辺の窯で須恵器や瓦を製作していた、そういった性格の遺跡なわけなんですけれども、今回見つかった土器製作者とその須恵器工人との関連性であるとか、今後明らかにしていきたいというふうに考えております。水尻川の工事に伴う大久保貝塚の発掘調査については夏までに、現地調査を、発掘調査を終了いたしました。報告書刊行に向けて、現在は大量に出土しました貝類であったりとか、あと縄文土器であったりとか、あとは装飾品、祭司具などの土製品や骨格製品の分析、それから調書の作成、それから貝塚などの遺構の整備等を行っております。国庫補助事業による調査についても、本調査を実施した2件については今年度報告書を刊行し、その他、先ほど二班の生田から報告しました復興事業関連のですね、調査の報告書作成、その他市町村主体調査の報告書作成等ございまして、記載の通り8市町への協力支援を行っているところでございます。課としても人員に限りはあるところではあるんですけれども、その中でも、最大限の成果を上げられるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、直近十年間の発掘届等の件数を表に記載いたしました。今年度の民間開発等による93条の発掘届は620件。公共事業による発掘は186件となっております。これらについては上半期時点での数字ではあるんですけれども、ほぼ昨年度並みの件数で推移しているというところでございます。

## ○関口班長

最後 27 ページを御覧ください。その他令和 2 年度文化財に係るものとして、当課で実施している事業について説明いたします。一つ目は宮城県地域文化遺産復興プロジェクト。文化遺産の復興と地域活性化を目的に、情報発信やイベントの実施などを行うものです。新型コロナウイルス感染症流行の影響により、本事業のイベントも次年度延期や内容変更を余儀なくされております。ただ、事業 2-1 ヘリテージマネージャー修了者技術向上事業はオンラインシンポジウムとして開催、事業 3-1 伝統工芸技術普及啓発事業のうち宮城に息づく伝統工芸ではハンズオンキットを製作など、次年度につながる対応を試みています。

29 ページは文化財の観光活用による地域交流の促進事業。「宮城県の文化財」の冊子作成業務です。これまでに史跡・名勝編、天然記念物編、建造物編、美術工芸品編を作成してきましたが、本年度はその最終として無形文化財・民俗文化財・保存技術編を作成中です。3 月末までには刊行予定ですので、次年度改めて委員の皆様にも配布させていただきます。

最後、30 ページは、当課が事務局をつとめております日本遺産「“伊達”な文化」魅力発信推進事業です。平成 28 年度に日本遺産として認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」では、認定後から「日本遺産魅力発信推進事業」を実施しており、昨年度からは自走化事業として持続的な取り組みを行っております。具体的にはここに記載したとおりですが、本年度はその他として関連商品の発売も企業様にさせていただいたことを紹介いたします。

報告事項は以上でございますが、5 日前の 2 月 3 日に発生しました、最大震度 6 強の福島県沖地震の土砂災害について、本日朝の時点での情報をまとめました。ペーパーを机上に御用意させていただいております。これについて、御報告させていただければと思います。被災はですね、先ほど申し上げた通り 9 時までということで、昨日段階で報告があったものを一覧にしておりますものでございまして、一応指定種類って書いておりますけども、結構バラバラに書いておましてちょっと見づらくなって大変恐縮なんですけども。このような感じでございますが、御覧の通り、建造物がほとんどでございまして、国指定、国登録で言うと、ここに書いた通りでございます。建造物がほとんどのなか、一部で、天然記念物、或いは史跡名勝、中には美術工芸品。美術工芸品は、こちらは収蔵してる施設が若干の被害があったというような報告をいただいております。件数で言いますと、国指定が 19 件、国登録 15 件、県指定は 4 件。台風 19 号、2 年前の状況もそうでしたが、やはり県指定と比べたときに、国指定の方が被害が出る確率が高くなってるのが現状としてございます。ただですね、この被災調査がまだ 5 日しか経っておりませんので途中でございまして、やはり外目に被害がわかりやすい建造物の情報が先行してるだけかもしれません。ですのでまだまだですね、個人さん所有の、特に仏像とかですね、まだ確認できてないものも多ございます。もしかしたら美術工芸品や、有形民俗などの資料の被害っていうのが、もしかしたら確認報告されるかもしれませんが、まずは速報ということで報告させていただければというふうに思います。

○永広会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について何か御質問等ありましたら。

○永井委員

最後に、地震の報告いただきましたけども、今後ですね、文化環境っていうのは、こういうことを考える上で、今回はこれ、一応指定とか登録になってるものの報告ですけれども、文化環境という考え方でいくと、未指定・未登録のものも入ってくる。そういったもののこの被災状況とかっていうのは、どういうふうに把握していくのかっていうふうにお考えか、ちょっと教えていただければと。

○関口班長

報告として、これは県の対策本部に報告してるデータは県指定までというふうになっておりますが、各市町村教育委員会の方に情報をお寄せくださいと投げかけてるのは、市町村指定も含めております。また未指定も情報があったら、ぜひお寄せいただいて、御協力することがあればというところで、投げかけています。またですね、そのほかに、いわゆる文化財収蔵施設というのはどうしても忘れられる可能性もありますので、そういったところがありますかっていうのもあわせて聞いてるところでございます。情報としては、一定程度把握はしておりますが、なにぶん、先生方に御報告するイコールオープンになるっていうことでございますので、ちょっとそこまで私どもも責任が取れないところがございますので、今回この県指定までで控えさせておりますが、基本的に未指定も含めて、集約を図っていきたいし、場合によってはその救援が必要であれば、国などとも連携をしながら、体制を整えていければなというふう考えております。以上です。

○長島委員

本日の9時までの報告ということで私どもの方はちょっと追いついていないところがあります。仙台城跡、現時点で石垣崩落箇所は3ヶ所（後日4ヶ所を確認）に増えております。それと、仙台城だけではないんですけども、山城関係での地すべりの可能性って言うんですか、そういうのがまだ気が付いてない部分も、我々あると思いますので、これは県の方からもですね、各市町村に、ぜひ回って歩けよと、現状確認することを、ぜひ発信していただきたいなというふうに思います。

○永広会長

私から、6ページですね、国の史跡指定についてちょっと質問があるんですが。赤井官衙遺跡群が国の史跡に指定されたという喜ばしいことなんですが、これ県指定にはなっていないかたんでしょうか。

○関口班長

はい。こちらは埋蔵文化財包蔵地からですね。

○永広会長

これ確か多賀城含めて天平五柵のうちの一つということで、あと残り 3 つあるわけですけど、それらはどういう調査状況となっておりますでしょうか。

○佐藤班長

文化庁の方には、天平五柵のうちの幾つかも含めて候補に挙げているリストを提出しておりますので、市町村と協議をしながら順次進めている最中でございます。

○永広会長

ありがとうございます。ちょっと国に遅れをとったかなという気がしないでもありませんので、ぜひこういう重要なものがありましたら、まずは県で上げていくということになればいいのかなと。今年度は少しこの大綱の議論で、指定の話がお休みになってしまいましたけれど、いろんな拾い出しをもう少し活発にやっていたらいいかなと思います。

○佐藤委員

地震被害の件なんですけれども、大綱の方にも記載ありましたが、今の御質問で、指定文化財以外のものっていう話と関連して、みやぎ資料ネットさんとか、そういう方々が、まず資料保存の呼びかけと、あと被害状況を教えてくださいっていう活動をしてらっしゃる。そちらとも連携していかなきゃいけない的な記述があるんですけれども、まだ大綱できてないからあれなんですけど、今回の初動体制はどうだったのかっていう件と、あと、やっぱりそれにまた絡みまして、大綱にも記載がありますが、国が文化財防災センターを10月に作りまして、本格稼働は4月からだっていう話は聞いてるんですけれども。奈文研と東文研等に事務局があって、この地域は東文研の方が管轄になってるはずなんですけれども。そちらとの、多分問い合わせとかだと思ってるんですけれども、その辺ちょっとどうなったのか教えてください。

○関口班長

資料ネット、防災センター、それぞれにやはり被災直後から、ぜひ情報をお寄せいただければというメール連絡はいただいております。ただ、今回こうやって震災の10年前からまた進んでる状況の中で、いろいろその情報共有っていう中で、今やっぱり一番感じるのが、私どもが、市町村さんの方から集めた情報っていうのが、何の確認もなく、そういった団体に行くことが果たしていいのかどうかっていうところで、我々非常に葛藤します。特に未指定とか、市町村さんがよかれと思っていただいたデータっていうのが、そ



ここに行くのが前提としてここに来るっていうのをもうちょっと徹底してからでないとなかなか資料ネットなり、防災センターも含めてなんですけども。システム構築っていうまではいかないですけども、やっぱり市町村の皆さんからいただいた情報っていうものを、この扱っていくというのが、実際もらってみると非常に苦労してるっていう状況がございます。ので、もうそれありきっていうことで、もうやりますでもいいんですけども、やるときはこのフォーマットで出してねっていうのが決まってる。実際その今回文化庁の方で、このフォーマットで回答してくださいっていうことが来てるんですけども。実際それを市町村に上げるんですが、そのフォーマットで御連絡をいただく市町村が半分以下ですので、大体電話で「大変です」みたいなね。それを僕らが、エクセルに打ち込んで文化庁に報告する。そういったこともあるので、実際そのフォーマットを待ってるというふうになってもそのフォーマットが出てこないっていうことで、報道さんの方でいろいろ出ちゃったりすると、そっちからじゃあ文化庁からどうなってるんだって聞いたりするので、なかなかフォーマットっていうのもそれを動かすっていうのも難しい。ちょっと今回の件、前回の台風19号もそうなんですけども、なかなかその情報の整理っていうのは、今後課題にしていかなくちゃならないなということです。実態としてとして資料ネットがどうしてるかってのは、まだ具体的には情報の協議はしてない。防災センターともですね、これも文化庁はもっと早く言ってくれればよかったんですけども、実を言うと、今まさに暴風雪が今、全国やってますけども、暴風雪の被害については、文化庁からもあらかじめ言われてるんですけども。地方指定は防災センターにも情報出してくださいっていうように。最初に、今回の地震の時についても言ってくれば文書出したんですけども。そういう前提がもし最初から動いてれば出せたんですけども、今現状として地震の被害も、今防災センターにはまだ出してない状況。防災センターには、うちの県の情報っていうのは文化庁から多分いってるという状況になります。ちょっと交通整理がこれから必要だなという課題として感じているところです。

○永井委員

あと、なんか防災センターで、国の方のスタンスとしては、とにかくに何か地方からデータが上がってこないとどうしようも動けないっていうスタンスみたいなんですよ。だから早めに出したほうがいいと思う。

○関口班長

ただ、先ほど申し上げた通りですね、防災センターに出し、その防災センターに出した情報っていうのが、公になるのかならないのかっていうのをよく線引きしていただかないと私ども出しにくい情報がございます。ないとは思うんですけども、例えば国の方々が、報道機関の方を連れて、被災地を回るっていうようなことがもしあるんだとすれば、それはちょっとやめていただきたいというふうな思いもありますし。出ないですよっていう。個人さんの情報もありますので、そういったことが担保取れてないとなかなか出すのが難しいか

なというふうと思う。それはもちろん、市町村がどういう意味で我々に出してきたか、出してきてくれるのかっていうのをちょっと、もうちょっと徹底しないと駄目だと思うんで、ちょっと今交通整理させていただいております。

○永広会長

ないようでしたら報告事項を終わらせていただきます。事務局から何か。

○関口班長

特にございません。

○永広会長

以上で本日の議事の一切を終了いたします。御審議ありがとうございました。

○司会（佐藤総括）

会長、委員の先生方には長時間に渡り御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これを持ちまして、令和2年度第3回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。